

## 埼玉県地域公共交通生産性等向上促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、地域公共交通の維持・活性化を図るため、公共交通事業者等が実施する生産性向上や利便性向上に資する新たな取組に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱において、「公共交通事業者等」とは、以下の者をいう。
- 一 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者であって、県内に本社又は営業所を置く者（高速乗合バス（道路運送法施行規則第（昭和26年運輸省令第75号）3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの）のみを運行する者を除く。以下「乗合バス事業者」という。）
  - 二 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者であって、県内に本社又は営業所を置く者（以下「タクシー事業者」という。）
  - 三 乗合バス事業者又はタクシー事業者に車両を貸与する者（以下「車両貸与事業者」という。）
  - 四 道路運送法第79条の7第1項に規定する自家用有償旅客運送者（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に規定する交通空白地有償運送を行う者に限る。）であって、県の登録を受けている者（地方公共団体を除く。）
  - 五 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の国土交通大臣の許可を受けた者のうち、国土交通省が地域鉄道事業者一覧に掲載している事業者であって、県内に本社を置く者
  - 六 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の国土交通大臣の許可を受けた者のうち、県が出資を行っている法人が運営する事業者であって、県内に本社を置く者

### (補助対象事業等)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の事業とする。
- 一 公共交通事業者がDXツールを活用し、生産性向上に新たに取り組む事業（以下「生産性向上事業」という。）
  - 二 公共交通事業者が利用者の利便性向上による交通手段の確保に新たに取り組む事業（以下「利便性向上事業」という。）
- 2 車両貸与事業者による補助対象事業は、別表2の番号B-01からB-04までに掲げるユニバーサルデザインタクシー等の車両を導入する事業に限る。
- 3 第一項の補助対象事業の補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

### (補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、別表1及び別表2のとおりとする。
- 2 補助金の額の算定に当たり千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

#### (交付申請書の様式)

第5条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

#### (交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

#### (補助対象事業の変更申請)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更(次項の軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ様式第3号の変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 事業全体の補助対象経費の増減が20%以内又は50万円以内のもの
- 二 事業内容を大幅に変更しないもの

#### (交付決定の変更及び通知)

第8条 知事は、前条の規定による変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4号の交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

#### (補助対象事業の中止等)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (状況報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、知事の要求があったときは、速やかに書面により知事に報告しなければならない。

#### (実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の末日のいずれか早い日までとする。

#### (額の確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

#### (補助金の請求)

第13条 補助対象事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第7号の請求書を知事に提出しなければならない。

#### (財産処分の制限)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をも

って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助対象事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでの間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第8号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 取得財産等を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることとする。

#### （書類の整備等）

- 第15条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。ただし、取得財産等については、前条第2項に規定する財産処分制限期間が経過するまでの間、保管しなければならない。

#### （暴力団排除に関する誓約）

- 第16条 補助対象事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

#### （補助対象事業等の公開等）

- 第17条 知事は、補助対象事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（事業者名、補助金額等）を公開することができるものとする。
- 2 補助対象事業者は、県の求めに応じて、県が主催する会議、研修会等における補助対象事業及び当該実績に係る情報の提供について協力するものとする。

#### （その他）

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に知事が定める。

#### 附 則

この要綱は 令和7年3月31日から施行する。

別表1（第3条関係）

## 生産性向上事業

補助対象事業者	公共交通事業者等（車両貸与事業者を除く。）	
補助対象経費	以下に掲げるツール等の導入（新たに導入するものに限る。ただし、既存のツールを、性能・機能面の向上を伴う新しいものに取り換えるものも含む。）に要する経費	
	番号	ツール等
	A-01	運行管理支援システム
	A-02	乗務日報自動作成システム
	A-03	車両動態管理システム
	A-04	各種申請書類の作成支援システム
	A-05	運行計画（ダイヤ・運行系統図等）作成支援システム
	A-06	ODデータ・乗降人数等自動集計システム
	A-07	売上・利用者動向分析システム
	A-08	事故情報管理システム
	A-09	車検・定期点検・整備管理システム
	A-10	乗務シフト自動作成システム
	A-11	勤怠管理システム
	A-12	営業所・乗務員管理システム
	A-13	売上集計・記録システム
	A-14	会計管理用事務処理系システム
	A-15	車内空間を活用したデジタル広告
	A-16	コールセンターシステム
	A-17	スマートフォン等モバイル端末を使った集客に繋がる仕組み
	A-18	デジタルを活用した利用者へのPRや意見収集
	A-19	混雑状況提供システム
	A-20	スマートバス停
	A-21	車内乗客への遠隔案内システム
	A-22	配車アプリ
	A-23	乗務日報自動作成ソフト
	A-24	輸送実績報告書等帳票自動作成システム
	A-25	エネルギーマネジメントシステム
A-26	その他知事が生産性向上に資すると認めたもの	
補助率	2/3以内 ただし、賃上げを行う事業者（実績報告を行う日の属する月の前月における平均所定内給与額が前年同月比で3.0%以上増加した者をいう。以下同じ。）にあつては4/5以内	
補助上限額	500万円 ただし、賃上げを行う事業者にあつては600万円	

(注)

- 1 補助対象経費は、事業に要する経費（初期費用に限る。）から国や県、市町村もしくはこれに準ずる公的機関の補助金等を控除した額とする。
- 2 補助対象経費には、土地の取得に要する経費を除く。

- 3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
- 4 平均所定内給与額とは、全従業員（非常勤を含む。）に支払った所定内給与（きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいい、賞与、法定福利費、福利厚生費、退職金及び役員報酬を除く。）を従業員数で除したもののいう。

別表2（第3条関係）

## 利便性向上事業

補助対象事業者	公共交通事業者等	
補助対象経費	以下に掲げるツール等の導入（新たに導入するものに限る。ただし、既存のツールを、性能・機能面の向上を伴う新しいものに取り換えるものも含む。）に要する経費	
	番号	ツール等
	B-01	ユニバーサルデザインタクシー（レベル1、レベル準1）
	B-02	福祉タクシー（リフト付き、スロープ付き）
	B-03	リフト付きバス
	B-04	連節バス
	B-05	P T P S（公共車両優先システム）車載器等
	B-06	多言語案内用タブレット
	B-07	多言語翻訳システム機器
	B-08	多言語案内サイネージ
	B-09	ホームページの多言語表記
	B-10	多言語研修の実施
	B-11	多言語バスロケーションシステム
	B-12	その他の多言語化に関する取組
	B-13	日本の交通ルール説明用多言語パンフレット等作成
	B-14	無料公衆無線LAN（無料Wi-Fi）
	B-15	クレジット決済機器
	B-16	交通系IC決済機器
	B-17	二次元コード決済機器
	B-18	その他のキャッシュレス決済機器
B-19	その他知事が利便性向上に資すると認めたもの	
補助率	1 / 2 以内	
補助上限額	350万円 ただし、番号B-01からB-04までに掲げるユニバーサルデザインタクシー等の車両導入にあつては1両当たり30万円	

(注)

- 1 補助対象経費は、事業に要する経費（初期費用に限る。）から国や県、市町村もしくはこれに準ずる公的機関の補助金等を控除した額とする。
- 2 補助対象経費には、土地の取得に要する経費を除く。
- 3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。